

東白川村入札参加資格審査申請書(R8-R9/物品・役務等)の受付について

令和8年度～9年度（物品・役務等）入札参加資格審査申請の受付を行います。

東白川村が発注する「物品の買入」「業務委託」「役務の提供」等の競争入札に参加を希望される場合は、下記の要領により、入札参加資格審査申請書（物品・役務等）を提出してください。

なお、「建設工事」「測量・建設コンサルタント等業務」の入札参加資格審査については、岐阜県入札参加資格審査システムでの対応となります。

記

1. 資格

- ・地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者で、当該事業を営んでいる者。

2. 提出方法

- ・窓口提出または郵送にて受付します。（注：提出時点では、仮受付となります。）

1) 窓口提出される場合

- ・提出先 庁舎2階総務課の専用ポスト（箱）へ投函してください。
- ・受付期間 **令和8年1月5日（月）から令和8年2月27日（金）まで**
（閉庁日（休日）は除く）
- ・受付時間 9時00分～17時00分（12時～13時は除く）

2) 郵送される場合

- ・郵送先 **〒509-1392 岐阜県加茂郡東白川村神土548番地**
東白川村役場総務課企画財政係 契約担当 宛
- ・受付期間 **令和8年1月5日（月）から令和8年2月27日（金）まで（必着）**

3. 提出書類等

- ・別紙「提出書類一覧表」の該当する書類を提出してください。
- ・様式は、東白川村ホームページからダウンロードするか、受付窓口でお受け取りください。
- ・申請案内ページURL：<https://www.vill.higashishirakawa.gifu.jp/jigyousha/shinsa/>
- ・諸証明書等については、複写されたもの（コピー）でも構いません。ただし、不明瞭な複写のものは受付できませんので、ご注意ください。

4. 書類審査結果等の連絡について

- ・登録が完了した場合で「提出書類10」のハガキ又は封筒が同封されている場合は、原則1週間以内に登録済の連絡を致します。また、申請書の連絡先欄に「メールによる登録済回答希望→」に【有】とされた場合は、メールにて登録済の連絡を致します。ただし、ハガキ等との併用は不可とします。
- ・登録が完了しても、上記のハガキ等が同封されていない場合は連絡致しません。
- ・申請内容に訂正等がある場合は原則1週間以内に、提出書類に記載されたメールアドレス宛にご連絡します。

5. 有効期間

- ・2年間（令和8・9年度）

6. 問い合わせ先

- ・東白川村役場 総務課企画財政係
 - ・TEL 0574-78-3111（内線245）
 - ・Mail 507keiyaku@vill.higashishirakawa.gifu.jp

7. その他

- ・申請書・連絡先欄のメールアドレスは必ず記入してください。
- ・R8-R9の一斉受付後は、令和8年4月1日より随時受付を行います。
- ・R6-R7の随時受付は、原則令和7年12月28日で終了します。

(別紙)

東白川村入札参加資格審査申請書（物品・役務等）提出書類一覧表

(凡例：必要書類 該当時提出)

番号	提出書類	法人 本店	法人 支店	個人	説明
1	入札参加資格審査申請書	<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	
2	委任状	—	<input checked="" type="radio"/>	—	
3	営業・事業概要書（2頁） ※「8. 法令の規定による営業上の免許、許可、認可」の欄	<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	<ul style="list-style-type: none">・前2年間の決算書により記入してください。・次の例を参考にご記入ください。 【営業に関し必要な許認可等の例】・自動車車検整備、建物衛生環境管理、貯水槽・浄化槽保守清掃、廃棄物処理、警備業務、運送業、旅行業、食品製造、労働者派遣、等の業務・医薬品、医療用具、計量器、毒物劇物、農薬、発油、ガス、石油製品、食品、肥料、等の販売
4	物品・その他取扱品目一覧表	<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	<ul style="list-style-type: none">・村との取引を希望するものについて一覧中の□に■で表示してください。「その他」に該当する場合は、その下の()にご記入ください。
5	消費税及び地方消費税の未納税額のない証明書（その3様式）の写し	<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	<ul style="list-style-type: none">・税務署において発行されます。・個人（その3の2様式）、法人（その3の3様式）でも可です。・免税業者の方は、必要ありません。
6	市町村民税の納税証明書等の写し	<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	<ul style="list-style-type: none">・登録をする事業所所在地における、過去1年間の未納税額のない証明書（過去1年以内に営業所等を開設した場合は、法人村民税開設届出書）・東白川村内に事業所を置く方は「東白川村税全てにおいて完納である証明書」が必要です。
7	登記事項証明書 又は 履歴事項全部証明書の写し	<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	—	<ul style="list-style-type: none">・旧商業登記簿謄本です。
8	代表者（受任者）の本人確認書類の写し	—	<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	<ul style="list-style-type: none">・受任者が役員以外で登記事項証明書等に記載がない場合は、身元（分）証明書（本籍地にて発行）。・個人の場合は身元（分）証明書（本籍地にて発行）。* 外国籍の場合は、当該国の管轄官庁の発行する又は権限のある機関の発行する書面が必要です。* これは、代表者または受任者が禁治産者若しくは準禁治産者又は破産者で復権を得ない者でないことを確認するものです。
9	営業許可・認可証の写し	<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	<ul style="list-style-type: none">・営業に当たって許認可が必要な業種で必要です。
10	登録済回答用ハガキ又は封筒（要切手）等	<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	<ul style="list-style-type: none">・必要に応じて提出してください。・郵送で申請される場合は綴じ込まず同封してください。・ハガキ等には、返信先を記入してください。・メールでの返信も行いますので、その旨、申請書に記入してください。ただし、ハガキ等の併用は不可とします。

・上記の順で、紙ファイル（色不問）綴 または クリアファイルに入れて提出してください。

・官公庁が発行した証明書類は、3ヶ月以内に発行したものとの写しを提出してください。

・申請書は、できるだけ早めに提出してください。